

長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 長崎市、長与町及び時津町の地域における特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の規定による設立の認証を受けたものをいう。)以下「NPO法人」という。)等による福祉有償運送の必要性並びにこれを行う場合における旅客から收受する対価、輸送の安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため、当該市町は共同して長崎地域福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(主宰者)

第2条 協議会は、長崎市、長与町及び時津町が共同して主宰する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) NPO法人等による福祉有償運送の必要性に関する事項
- (2) NPO法人等による福祉有償運送の安全性の確保に関する事項
- (3) NPO法人等による福祉有償運送の旅客の利便の確保に係る方策に関する事項
- (4) 協議会の運営方法その他福祉有償運送について協議会を主宰する市町が必要と認める事項

(協議会の組織及び委員)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから主宰者が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 九州運輸局長崎運輸支局長の指名する者
- (3) 利用者又は利用が想定される者の代表
- (4) 住民の代表
- (5) ボランティア関係団体の代表
- (6) バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表
- (7) 現に福祉有償運送を行っているNPO法人等の団体の代表
- (8) 協議会を主宰する市町の長の指名する者その他の協議会が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が調わないときは、主宰者及び主宰者があらかじめ指名した者が協議して決定するところによるものとする。それでもなお協議が調わない場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員は、本協議会で知り得た個人情報その他の協議上知り得た秘密等を他に漏らしてはならない。

(公開)

第8条 協議会は、原則、公開とする。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることができるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、長崎市市民局福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年9月28日から施行する。

(委員の任期の経過措置)

- 2 平成20年3月31日以前に指名された委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(委員の任期の経過措置)

- 2 平成22年3月31日以前に指名された委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この要綱は平成23年8月1日から施行する。